

執行委員会

2026年6月11-12日、スイス・ジュネーブ

インダストリオール児童保護方針

1.この方針の導入と目的

インダストリオールは、規約第32条に従って、すべての活動とプログラムに人権に基づくアプローチを適用しており、尊重と人間の尊厳を促進するとともに、いかなる形態の差別、暴力、ハラスメントもない環境を提供すべく尽力している。

このアプローチは、とりわけ国連世界人権宣言、国連児童の権利に関する条約および国際労働機関（ILO）条約（最低年齢に関する第138号条約、最悪の形態の児童労働に関する第182号条約を含む）にも基づいている。

これらの文書は、安全、健康、教育、保護、遊び、尊厳および完全な発達に対する子どもの基本的権利を確認している。

児童労働の防止は、長きにわたりインダストリオールの活動の不可欠な部分となってきた。当組織は、国家・地域・国際レベルで児童労働の防止と子どもの権利の保護を積極的に推進することに、引き続き深く関与していく。さらにインダストリオールは、どのような状況や文脈で発生したかにかかわらず、いかなる形態の児童の虐待、搾取、危害も容認しない。

この方針の目的は、インダストリオールのあらゆる活動、プログラム、パートナーシップおよび協力関係によって子どもが危害や虐待、搾取を受けないようにし、子どもの権利が尊重・保護されるようにすることである。本方針は、従業員、加盟組織、代表、コンサルタントを含め、インダストリオールの活動に関与するすべての人に適用される。

2.定義

児童労働

ILO の定義によれば、児童労働とは、子どもから幼少時代や可能性、尊厳を奪い、その身体的・精神的発達に害を及ぼす労働である。児童労働とは以下の労働を指す。

- 精神的、身体的、社会的または道徳的に児童にとって危険または有害な労働。
- 就学の機会を奪ったり、学校中退を余儀なくさせたり、学校に通いながら過度に長時間または過酷な労働に従事することを要求したりすることによって、学校教育を妨げる労働。
- 就労年齢の下限は、ILO 第138号条約および第182号条約に準ずるものとする。

EC 11a_2026/1

新しい児童保護方針

ILO 第 138 号条約に従って、児童労働は雇用が認められる最低年齢に準拠して評価し、一般的な最低年齢、許容される軽作業、18 歳未満の者に実施させてはならない有害業務を区別するものとする。

ILO 第 182 号条約に従って、最悪の形態の児童労働は固く禁止されている。そのような労働には、とりわけ、奴隷制または奴隷制に類似した慣行（児童の人身売買、借金による束縛、強制労働など）、武力紛争における児童の利用、売春、ポルノグラフィーまたは不法行為のための児童の利用、斡旋または提供、および児童の健康、安全または道徳に害を及ぼす可能性のあるあらゆる労働が含まれる。

児童労働は基本的労働権の侵害であり、その根絶のために早急かつ有効な措置が必要である。

児童の虐待、酷使および搾取

児童の虐待、酷使および搾取は、下記行為のように、児童の生存、安全、健康、福祉、尊厳または発達にとって有害な虐待行為を児童に対して犯すこと、または他者に当該行為を強要することを含むが、これに限定されない。

- 身体的虐待：殴打、平手打ち、揺さぶり、蹴り、火傷、首絞め、毒物投与または類似の行為など、損害を与える身体的な力の行使。
- 精神的虐待：不適切な言語行為や象徴的行為、ネグレクト、屈辱、威嚇または適切な精神的支援の欠如など、子どもの自尊心や発達に損害を与える行為。
- 性的虐待：オフラインかオンラインかを問わず、不適切な接触、性的行為、搾取、ポルノグラフィーへの暴露またはグルーミングなど、性的満足を得るために子どもを利用するあらゆる行為。
- 酷使：理不尽もしくは屈辱的なしつけ、過度な要求、敵意ある力の行使、または子どもに対する屈辱的もしくは敵意ある行動パターン。
- 児童搾取資料の所有、作成、配布、入手または送信。
- 適用される最低就業年齢に満たない児童の搾取、または国際労働基準で定義される有害業務への18歳未満の者の利用。

3. 予防策

インダストリアルは、いかなる形態の児童への虐待、搾取または危害も一切容認しない方針を確認する。

この方針に従って、またインダストリアル規約第32条に関して導入部で述べられている内容に加えて、インダストリアルは、導入部で述べられている児童保護に関する国際基準を軽視していることが分かっている組織、サプライヤーまたはパートナーとは協力しない。

インダストリアルの行事に子どもが参加する場合、インダストリアルは、必要があれば、その行事の関係者全員が子どもに受け入れ難いリスクをもたらさないようにするために、必要かつ適切なあらゆる措置を講じるものとする。

4.報告義務

インダストリアル全体の活動に関与するすべてのスタッフ、コンサルタントおよびパートナーは、以下の場合に直ちに報告する義務を負う。

- 児童への虐待、搾取、危害もしくは児童労働の事例を目撃した場合、またはその疑いがある場合。
- 児童搾取資料を入手した場合。

さらに、児童の搾取や虐待、またはその疑いがあり、その懸念事項が外部プロジェクト資金による行事に関連する場合は、直ちに当該出資機関に報告すべきである。

各人の責任は懸念事項の報告であり、調査ではない。

インダストリアル地域事務所がある地域で懸念事項が発生した場合は、インダストリアル地域事務所所長に報告し、当該地域担当のインダストリアル書記次長に写しを送付すべきである。インダストリアル地域事務所がない地域の場合は、インダストリアルグローバル指導部に報告すべきである。利害の衝突が原因で上記のルートによる報告が不可能な場合、当該案件はインダストリアル会長の処理事項とすることができる。

寄せられたすべての報告は、内々に専門的かつ効率的に処理される。報告した個人や組織が報復の対象となることはない。

5.責任

インダストリアルは、すべての懸念事項を真剣に取り扱い、被害を受けた子どもの安全、権利、ニーズおよび希望を優先する被害者中心アプローチを適用する。被害者は尊厳と敬意を持って扱われ、適切な場合には、自身に影響を及ぼす決定に参加できるよう支援を受ける。

すべての報告は迅速かつ徹底的に評価され、関連パートナーおよび（該当する場合は）出資機関と緊密に連携して適切な措置が講じられる。

本方針の違反があった場合は、インダストリアル規約第32条が適用される。規約に従って、インダストリアル全体の作業および活動に参加するすべての加盟組織および個人は、その作業および活動の過程で尊重と人間の尊厳を促進するというインダストリアル全体の約束を尊重するものとする。これらの原則の違反があった場合は、個人に制裁を科すことができる。重大な違反または度重なる違反があった場合は、当該組織がインダストリアル活動への参加者の尊重および人間の尊厳を損なう可能性があり、組織の完全性に影響を及ぼす恐れのある方法で、原則および方針の条項を故意に支持しなかったことを条件として、当該加盟組織に制裁を科すことができる。

インダストリアル全体のスタッフが関係している場合、講じるべき措置はインダストリアル全体の懲戒規定に従う。

6.見直し

本方針は、必要とみなされる場合は見直しの対象となるものとする。